

公開草案(平成 21 年 1 月 16 日)

「中小企業の会計に関する指針」の一部改正について

平成 年 月 日
日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

「中小企業の会計に関する指針（平成 20 年版）」（最終改正平成 20 年 5 月 1 日）を次のように一部改正する。

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）	現行（平成 20 年 5 月 1 日）
<p data-bbox="353 794 907 912">中小企業の会計に関する指針 （平成 <u>21</u> 年版）</p> <p data-bbox="696 1018 1104 1200">平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 <u>最終改正</u> 平成 年 月 日</p> <p data-bbox="819 1209 1104 1353">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>	<p data-bbox="1335 794 1888 912">中小企業の会計に関する指針 （平成 <u>20</u> 年版）</p> <p data-bbox="1675 1018 2083 1161">平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 <u>最終改正</u> 平成 20 年 5 月 1 日</p> <p data-bbox="1798 1209 2083 1353">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）	現行（平成 20 年 5 月 1 日）																								
<p>【貸倒損失・貸倒引当金】 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 4 項、第 109 条、第 134 条 企業会計原則 第三・四、注解 17 金融商品に関する会計基準 第 27 項、第 28 項 金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 14 号）第 122 項～第 125 項 法人税法第 52 条 法人税法施行令第 96 条</p>	<p>【貸倒損失・貸倒引当金】 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 4 項、第 109 条、第 134 条 企業会計原則 第三・四、注解 17 金融商品に関する会計基準 第 27 項、第 28 項 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 122 項～第 125 項 法人税法第 52 条 法人税法施行令第 96 条</p>																								
<p>【有価証券】 （略）</p> <p>19. 有価証券の分類と会計処理の概要 有価証券は、保有目的等の観点から以下の 4 つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。</p> <table border="1" data-bbox="152 1134 1099 1359"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸借対照表価額</th> <th>評価差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的有価証券</td> <td>時 価</td> <td>損益（営業外損益）</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>償却原価（取得原価）</td> <td>償却原価法による差額：営業外損益</td> </tr> <tr> <td>子会社株式及び 関連会社株式</td> <td>取得原価</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸借対照表価額	評価差額	売買目的有価証券	時 価	損益（営業外損益）	満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益	子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	該当なし	<p>【有価証券】 （略）</p> <p>19. 有価証券の分類と会計処理の概要 有価証券は、保有目的等の観点から以下の 4 つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1134 2085 1359"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸借対照表価額</th> <th>評価差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的有価証券</td> <td>時 価</td> <td>損益（営業外損益）</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>償却原価（取得原価）</td> <td>償却原価法による差額：営業外損益</td> </tr> <tr> <td>子会社株式及び 関連会社株式</td> <td>取得原価</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸借対照表価額	評価差額	売買目的有価証券	時 価	損益（営業外損益）	満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益	子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	該当なし
分 類	貸借対照表価額	評価差額																							
売買目的有価証券	時 価	損益（営業外損益）																							
満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益																							
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	該当なし																							
分 類	貸借対照表価額	評価差額																							
売買目的有価証券	時 価	損益（営業外損益）																							
満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益																							
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	該当なし																							

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）				現行（平成 20 年 5 月 1 日）			
その 他 有 価 証 券	市場価格あり	時 価	純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）	その 他 有 価 証 券	市場価格あり	時 価	純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）
	市場価格なし	取得原価 （債券：償却原価）	該当なし （償却原価法による差額：営業外 損益）		市場価格なし	取得原価 （債券：償却原価）	該当なし （償却原価法による差額：営業外 損益）
<p>(1)、(2)、(3) (略)</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。</p> <p>その他有価証券については、<u>市場価格のある場合には</u>、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。</p> <p><u>また、その他有価証券について、市場価格のない場合には</u>、取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p><u>なお</u>、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(略)</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 6 項、第 106 条第 3 項第 1</p>				<p>(1)、(2)、(3) (略)</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。</p> <p>その他有価証券については、<u>時価をもって貸借対照表価額とし</u>、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。</p> <p>市場価格のない<u>有価証券</u>は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。<u>ただし</u>、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(略)</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 6 項、第 106 条第 3 項第 1</p>			

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）	現行（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>号へ、第 4 号イ、第 113 条第 1 項 金融商品に関する会計基準 第 15 項～第 23 項 金融商品会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第 14 号</u>）第 47 項～ 第 96 項 法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号 法人税法施行令第 68 条、第 119 条の 12</p>	<p>号へ、第 4 号イ、第 113 条第 1 項 金融商品に関する会計基準 第 15 項～第 23 項 <u>会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</u>第 47 項～ 第 96 項 法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号 法人税法施行令第 68 条、第 119 条の 12</p>
<p>〔固定資産〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 2 号、第 181 条第 2 項 企業会計原則 第一・五、注解 3 企業会計原則 第三・五 固定資産の減損に係る会計基準 研究開発費等に係る会計基準 三及び四 金融商品会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第 14 号</u>）第 12 項、第 135 項、第 223 項、第 311 項 法人税法第 33 条第 2 項 法人税法施行令第 68 条 減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p>	<p>〔固定資産〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 2 号、第 181 条第 2 項 企業会計原則 第一・五、注解 3 企業会計原則 第三・五 固定資産の減損に係る会計基準 研究開発費等に係る会計基準 三及び四 <u>会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</u>第 12 項、第 135 項、第 223 項、第 311 項 法人税法第 33 条第 2 項 法人税法施行令第 68 条 減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p>
<p>〔引当金〕 （略）</p>	<p>〔引当金〕 （略）</p>

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）

現行（平成 20 年 5 月 1 日）

49. 引当金の区分

(1)、(2) (略)

(3) 引当金についての、会計及び税法の関係は、次のとおりである。

	分類	種類	税法
会計上の引当金	評価性引当金	貸倒引当金	損金算入 限度額あり
	負債性引当金	返品調整引当金	損金不算入
賞与引当金、退職給付引当金、 製品保証引当金、売上割戻引当 金、工事補償引当金、修繕引当 金、特別修繕引当金、債務保証 損失引当金、損害補償損失引当 金、役員賞与引当金、工事損失 引当金等			

(略)

【関連項目】

会社計算規則第 6 条第 2 項、第 107 条、第 119 条第 7 項、第 132 条

企業会計原則 第三・四、注解 18

役員賞与に関する会計基準 第 3 項、第 13 項

工事契約に関する会計基準 第 19 項、第 20 項

法人税法第 53 条

49. 引当金の区分

(1)、(2) (略)

(3) 引当金についての、会計及び税法の関係は、次のとおりである。

	分類	種類	税法
会計上の引当金	評価性引当金	貸倒引当金	損金算入 限度額あり
		返品調整引当金	
	負債性引当金	債務性引当金	賞与引当金、退職給付引当金、 製品保証引当金、売上割戻引当 金、工事補償引当金等
非債務性引当金		修繕引当金、特別修繕引当金、 債務保証損失引当金、損害補償 損失引当金、役員賞与引当金	

(略)

【関連項目】

会社計算規則第 6 条第 2 項、第 107 条、第 119 条第 7 項、第 132 条

企業会計原則 第三・四、注解 18

役員賞与に関する会計基準 第 3 項、第 13 項

法人税法第 53 条

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）	現行（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号イ 退職給付に係る会計基準 退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（<u>会計制度委員会報告第 13 号</u>）</p>	<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号イ 退職給付に係る会計基準 <u>会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」</u></p>
<p>〔税金費用・税金債務〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 124 条 諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い（<u>監査・保証実務委員会報告第 63 号</u>）</p>	<p>〔税金費用・税金債務〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 124 条 <u>監査委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」</u></p>
<p>〔税効果会計〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 106 条第 3 項第 1 号タ、第 4 号ニ、第 107 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号ニ、第 114 条、第 124 条第 1 項第 2 号、第 138 条 税効果会計に係る会計基準 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告</u></p>	<p>〔税効果会計〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 106 条第 3 項第 1 号タ、第 4 号ニ、第 107 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号ニ、第 114 条、第 124 条第 1 項第 2 号、第 138 条 税効果会計に係る会計基準 <u>会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実</u></p>

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）		現行（平成 20 年 5 月 1 日）	
第 10 号) 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第 66 号）		務指針」 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」	
〔収益・費用の計上〕 (略)		〔収益・費用の計上〕 (略)	
73. 収益認識 収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。		73. 収益認識 収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。	
(1)、(2) (略) (3) その他		(1)、(2) (略) (3) その他	
区 分	収益認識方法	区 分	収益認識方法
工事契約（受注制作のソフトウェアを含む。）	<u>工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。</u> <u>成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積もることができなければならない。</u> (1) 工事収益総額 (2) 工事原価総額 (3) 決算日における工事進捗度	長期の請負工事	<u>工事が完成し、その引渡しが完了した日（工事完成基準）又は決算期末に見積もられた工事進行程度と適正な工事収益率を用いた方法（工事進行基準）により、収益計上。</u>

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）

現行（平成 20 年 5 月 1 日）

(略)

(略)

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五及び同注解 6
工事契約に関する会計基準
法人税法第 64 条

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五、同注解 6 及び 7

〔外貨建取引等〕

(略)

〔外貨建取引等〕

(略)

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算法）
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算法）
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）				現行（平成 20 年 5 月 1 日）					
外貨建 有価証券	売買目的有価証券	期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法	外貨建 有価証券	売買目的有価証券	期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法		
	売買目的 外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算		発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法	売買目的 外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算	発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法
		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）				期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）		
		償還期限及び償還金額のないもの（株式）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）		発生時換算法		償還期限及び償還金額のないもの（株式）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）	発生時換算法
		子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算				子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算	
<p>（注 1）外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8 《外貨建取引の換算》第 1 項及び同法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項に定めるものをいう。</p> <p>また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時点で判定する。</p> <p>（注 2）会計上は「<u>その他有価証券</u>」である。</p>				<p>（注 1）外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8 《外貨建取引の換算》第 1 項及び同法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項に定めるものをいう。</p> <p>また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、<u>期末時</u>時点で判定する。</p> <p>（注 2）会計上は「<u>その他有価証券</u>」である。</p>					

公開草案（平成 21 年 1 月 16 日）	現行（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>【関連項目】</p> <p>外貨建取引等会計処理基準 一</p> <p>金融商品に関する会計基準 第 29 項～第 34 項</p> <p>外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 <u>（会計制度委員会報告第 4 号）</u></p> <p>金融商品会計に関する実務指針 <u>（会計制度委員会報告第 14 号）</u></p> <p>法人税法第 61 条の 6～第 61 条の 9</p> <p>法人税法施行令第 122 条第 1 項</p>	<p>【関連項目】</p> <p>外貨建取引等会計処理基準 一</p> <p>金融商品に関する会計基準 第 29 項～第 34 項</p> <p><u>会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」</u></p> <p><u>会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</u></p> <p>法人税法第 61 条の 6～第 61 条の 9</p> <p>法人税法施行令第 122 条第 1 項</p>